

剣道級位審査員選任規程

(平成 29 年 12 月 8 日改定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、剣道級位審査規則（平成 22 年 1 月 15 日制定）第 4 条に規定する級位審査員の選任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(級位審査員選考基準)

第 2 条 級位審査員は、次の条件を満たす者とする。

- 一 教士七段受有者
- 二 年齢 40 歳以上 75 歳未満の者
- 三 心身ともに健康で、人格、識見、技術及び指導力に優れた者
- 四 (一財) 全日本剣道連盟及び(公社)大阪府剣道連盟等が主催する講習会並びに研修会等に年 2 回以上出席し、常に、自己研鑽に励んでいる者

(級位審査員の責務)

第 3 条 級位審査員は、その任務の重要性を自覚し、常に、審査が厳正、適正かつ公平に行われるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。